

## 1 - 1 . 電子入札全般

### Q1-1-1 電子入札を行う為に準備するものは？

A1-1-1 下記のものが必要です。  
(1)パソコン(推奨しているスペックのもの)  
(2)インターネット接続環境  
(3)ICカード(認証局対応)  
(4)ICカードリーダー(認証局対応)  
はじめてご利用の方は、別添資料を参照して下さい。

### Q1-1-2 鳥取県と国土交通省の電子入札システムの違いは？

A1-1-2 鳥取県電子入札システムは国土交通省や多くの自治体と共通のシステムとなる電子入札コアシステムを採用しているため、受注者の操作する画面は国土交通省の画面とほとんど同じです。  
使用するICカードはコアシステムを採用している国土交通省や他の自治体と共通のものを使用することができます。

### Q1-1-3 国土交通省の電子入札を既に行っている場合、同じパソコンで鳥取県の電子入札をするための設定は必要か？

A1-1-3 ICカードは同じものが使えますが、鳥取県のセキュリティーポリシー(Javaポリシー)の設定が別途必要となります。  
Javaポリシーの設定手順につきましては、ICカードを購入した認証局へお問合せください。  
鳥取県電子入札システムのURLは次のとおりです。  
<https://ebid01.pref.tottori.jp/CALS/>

### Q1-1-4 鳥取県の電子入札システムへはどこへアクセスすればよいのか。

A1-1-4 鳥取県の指定するホームページに接続する必要があります。アドレスは、<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>です。

### Q1-1-5 バックアップ機器へ変更する際には、発注者への連絡は必要か。

A1-1-5 電子入札システムが正常に作動するよう設定されたパソコンであれば、どのパソコンで操作を行っても結構です。機器の変更について、発注者に連絡する必要はありません。

### Q1-1-6 電子入札システムの運用時間帯はいつか。

A1-1-6 運用時間は土日祝祭日及び年末年始を除く8:30～18:00となっています。ヘルプデスクについては同8:30～17:15までとなっています。

### Q1-1-7 鳥取県の電子入札システムを体験することはできますか。

A1-1-7 鳥取県のホームページ(とりネット)から電子入札体験版チュートリアルがダウンロードできますので参考として下さい。  
HPアドレス：[http://www.pref.tottori.jp/kikakubousai/kikaku-hp/jyutyusya\\_tutorial/index.htm](http://www.pref.tottori.jp/kikakubousai/kikaku-hp/jyutyusya_tutorial/index.htm)

### Q1-1-8 どのような障害が多いか。

A1-1-8 平成17年4月から運用していますが、正常に動かないケースのほとんどが、パソコンの不調や、設定の不備によるものです。万が一に備え余裕を持って応募・入札の入力を行ってください。

- Q1-1-9 **うまく動作しないときの応急手当はあるか。**  
A1-1-9 以下をお試しください。(注意: 確実な復旧を補償するものではありません)  
・パソコンの再起動  
・Internet Explorerの「インターネット一時ファイル」と「Cookie」の削除  
(メニューの[ツール]-[インターネットオプション]-[全般]タブから削除できます)  
・Java実行環境のキャッシュのクリア  
([コントロールパネル]-[Java Plug-in1.3.1\_06]-[キャッシュ] タブ-[JARキャッシュをクリア] を押す)

## 2-1. ICカードについて

- Q2-1-1 **電子入札でICカードの利用する意味は？**  
A2-1-1 従来の紙入札では、入札書等に印鑑が押印してあることで、その入札が正しく会社の行為であることを確認していましたが、電子入札ではインターネット上で入札書等のやり取りを行うので、提出者が本人であるかの確認が別に必要となります。鳥取県の電子入札システムでは従来の印鑑に代わる確認の手段として、電子証明書(ICカード)による電子署名という方法を採用しています。
- Q2-1-2 **電子入札を行う上で、公共発注機関ごとに独自の電子入札用電子証明書(ICカード)が必要か？**  
A2-1-2 コアシステムを採用している発注機関であれば、共通のICカードを使用することができます。
- Q2-1-3 **ICカードの名義、住所等の変更があった場合の手続は？**  
A2-1-3 ICカードの企業名、企業住所、名義人、名義人住所等に変更があった場合は、まず認証局に新たなICカードの発行手続をとり、取得したICカードについて、電子入札システムで更新登録を行います。
- Q2-1-4 **ICカードが破損、紛失、失効した場合の手続は？**  
A2-1-4 登録しているICカードが破損、紛失、失効等の理由で使用できなくなった場合は、まず認証局で手続をとり、新規にICカードを取得した場合は、電子入札システムで新規登録を行ってください。
- Q2-1-5 **ICカードの名義は誰にすべきか？**  
A2-1-5 鳥取県と契約締結権限のある方の名義でのカード購入が必要です。  
< 入札、見積もりに関する権限を委任していない場合 >  
代表者  
< 入札、見積もりに関する権限を委任している場合 >  
委任状により委任を受けている方(支店・営業所長等)
- Q2-1-6 **複数の名義でICカードが登録は可能か？**  
A2-1-6 鳥取県の電子入札システムでは複数の名義のICカードを登録することはできません。

Q2-1-7	<b>工事とコンサルで契約権限を委任している者が異なる場合は？</b>
A2-1-7	鳥取県の電子入札システムでは複数の名義のICカードを登録することはできませんので、工事、委託それぞれのICカードを取得して登録してください。
Q2-1-8	<b>複数のICカードを登録したい。</b>
A2-1-8	ICカードは同一名義であれば、何枚でも登録が可能です。 ICカードの急な失効や破損に備えて複数枚の登録を推奨します。
Q2-1-9	<b>ICカードを二枚以上登録するときはどうすればよいか。</b>
A2-1-9	一枚目と同様に利用者登録処理を行ってください。
Q2-1-10	<b>共同企業体の場合のICカードは？</b>
A2-1-10	特定建設工事共同企業体(特定JV)の場合は、単体のICカードと同じものを使用しますので、特定JV専用のICカードは必要ありません。 なお、特定JVの代表構成員の代表者又は受任者名義のICカードが必要です。
Q2-1-11	<b>ICカード、ICカードリーダはどこから入手すればよいか。</b>
A2-1-11	コアシステム対応の民間認証局から購入して頂きます。 民間認証局の紹介等の電子入札システムに関する情報は「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」のホームページに掲載しておりますので、参考として下さい。 HPアドレス： <a href="http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/index.html</a>
Q2-1-12	<b>ICカードを購入し、利用者登録をする際、発注者への届出が必要か。</b>
A2-1-12	発注者への届出の必要はありません。入札参加資格認定時に発行するパスワードをもとに、電子入札システム上、利用者登録をすれば、電子入札対象業者としての登録が完了します。
Q2-1-13	<b>ICカード取得に必要な日数はどのくらいか。</b>
A2-1-13	ICカード申込申請から発行までの期間等は認証局により異なりますので、詳細は各認証局へお問い合わせ下さい。
Q2-1-14	<b>どの認証局でICカードを入手すればよいか。</b>
A2-1-14	認証局は複数あり、金額設定等、異なりますので「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」のホームページを参考に、各企業で検討して下さい。 HPアドレス： <a href="http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/index.html</a>
Q2-1-15	<b>ICカードの申込みは郵送でも可能か。</b>
A2-1-15	認証局によって異なりますが、窓口・郵送とも可能な認証局もあります。詳細は各認証局へお問い合わせ下さい。

Q2-1-16 **ICカードの有効期限は何年か。**  
A2-1-16 有効期限は、1年から3年間程度ですが、認証局により異なりますので、詳細は各認証局へお問い合わせ下さい。  
また、鳥取県への利用者登録は、入札参加資格の有効期限までとなりますので、入札参加資格を再度、認定された場合は、再度、利用者登録をする必要があります。

Q2-1-17 **ICカードの有効期限が近づき新しいカードが届いたが、どうすればよいか。**  
A2-1-17 古いカードの有効期限内に、ICカードの更新を行ってください。利用者登録メニューの「ICカード更新」ボタンから行います。更新を行うと古いカードの使用ができなくなります。詳しい手順はマニュアルをご覧ください。

Q2-1-18 **電子入札用ICカードの企業IDとは何か、また、認証局の発行するICカードのシリアル番号との違いは何か。**  
A2-1-18 最初の利用者登録時にシステムによりICカードに自動付番される番号を企業IDと言います。この番号が付番されてはじめて電子入札システムでICカードが使用できます。応募書類や入札価格を送信する場合等に、業者が送信時に使用するICカードの企業IDと登録されている企業IDが一致することによって、発注者に確実にその情報が送信されることとなります。  
シリアル番号はICカードを発行する認証局がそれぞれ順番に番号を振っているだけのものですので、認証局が異なれば同じ番号が存在しますが、企業IDは、各ICカードごとに付番されるため、県の登録業者と同じ番号は存在しません。(企業IDを発行する機関が異なれば、同じ番号も存在します。鳥取県企業IDと国土交通省企業IDは、同じこともありえます。)  
企業IDを忘れた場合は、電子入札システムの左メニュー「登録者情報」から、又は再度「利用者登録」-「変更」-「利用者変更」で画面上登録状況を確認できます。

## 2 - 2 . ICカードリーダについて

Q2-2-1 **ICカードリーダはどれを購入すればいいですか？**  
A2-2-1 認証局の仕様にあったICカードリーダを購入してください。  
また、接続可能なインターフェイス(USBポート・PCカードスロット・シリアルポート)のICカードリーダをご購入ください。  
ICカードを購入した同じ認証局から購入されることをお奨めします。

## 3 - 1 . 利用者登録

Q3-1-1 **利用者登録とは？**  
A3-1-1 鳥取県電子入札システムを利用する際に使用するICカードを登録する必要があります。  
登録方法については、電子入札システム操作マニュアル【第6章 利用者登録】を参照してください。  
操作マニュアルは、[http://nyusatsu.pref.tottori.jp/core\\_manual.htm](http://nyusatsu.pref.tottori.jp/core_manual.htm)からダウンロードできます。

Q3-1-2 **利用者登録は必ず行う必要があるか。**  
A3-1-2 利用者登録を行わなければ、電子入札システムが利用できません。必ず利用者登録をすることとして下さい。

Q3-1-3	<b>利用者登録の際の資格審査情報検索画面での登録番号とは？</b>
A3-1-3	入札参加資格認定通知書に記載されている業者番号(9桁)の後ろに以下の数値をつけた番号(10桁)が登録番号になります。 本店 又は 県内業者の場合 ... 「0」、本店以外の場合 ... 「1」 例)本店で業者番号[A12345678]の場合、登録番号[A123456780]
Q3-1-4	<b>利用者登録の登録番号、商号又は名称、パスワードを入力するとき、注意する点は何か。</b>
A3-1-4	登録番号 ・半角英数で入力してください ・先頭の英文字は半角大文字で入力してください ・10桁になっているか確認してください ・末尾に付加する数字が正しいか確認してください (本店または県内業者 0、それ以外 1) 商号又は名称 ・正式名称を入力してください ・法人格名(「株式会社」「有限会社」など)は略さず入力してください ・社名と法人格名との間は空けないで入力してください ・社名と法人格名の順(前、後)を正しく入力してください ・支店名は、社名の後に半角スペースを2つ空けて入力してください ・社名と支店名との間のスペース以外は全角文字で入力してください パスワード ・認定通知書にあるパスワードを正しく入力してください
Q3-1-5	<b>利用者登録のとき代表窓口情報とICカード利用部門それぞれのメールアドレスを登録するが、それぞれどのように使われるのか。</b>
A3-1-5	・代表窓口情報のメールアドレス 通常型指名競争入札時に指名通知書が発行されたことをメール連絡する宛先 ・ICカード利用部門のメールアドレス その他(各種受付票が発行されたことなど)をメール連絡する宛先 (各案件の画面からその案件についてのみ変更することができます)
Q3-1-6	<b>利用者登録の際、「資格審査情報検索画面で登録情報がありません」と表示される。</b>
A3-1-6	登録番号(10桁)、商号(全角、株式会社等は省略しない)、パスワードの入力内容をもう一度確認してください。 委任している場合は、商号に支店又は営業所名まで入力する必要があります。 それでも出来ないときは、最初(インターネット接続)からやり直してください。

**Q3-1-7 連絡先やメールアドレスを変更したい時の対応方法はどうか。**

A3-1-7

連絡先については、以下のように変更可能です。

「利用者登録」においてICカードごとの連絡先を変更する。この場合、応募書類提出前の案件に反映されます。

該当案件に限り担当者が変更になった場合は、「企業プロパティ変更」ボタン、又は各提出書画面の連絡先を変更することで対応が可能です。

**4 - 1 . 操作について**

**Q4-1-1 PIN番号入力ミスで、エラーになった場合になった場合どうすればよいか？**

A4-1-1

PIN番号を連続して誤入力すると、ICカードが使えなくなる可能性がありますので充分注意してください。

PIN番号の誤入力回数の制限等はICカードによって異なりますので、詳細はICカードを購入した認証局へお問合せください。

もしPIN番号の入力ミスをした時は、ブラウザを全て閉じて、再度電子入札システムへログオンして操作をやり直してください。

**Q4-1-2 電子入札画面において画面が固まって動かない。**

A4-1-2

ログイン時は、時刻が表示されるまで操作しないでください。

通信中ダイアログが表示されるまで時間がかかる場合がありますので、あわてずに操作してください。

**Q4-1-3 画面上部に時刻が表示されず先に進まない。**

A4-1-3

Javaポリシーの設定が出来ていない可能性があります。

また、異なるバージョンのJavaが設定されていることもあります。

ICカードを購入された認証局へお問合せください。

**Q4-1-4 PIN入力後、「デバイスが使用できません」のメッセージが表示される。**

A4-1-4

お使いのパソコンがICカードリーダを認識していないか、ICカードリーダが正常に作動していません。

ICカードリーダが、お使いのパソコンに確実に接続されているかご確認いただいた上で、パソコンを再起動してください。

それでも、同様に表示される場合、お使いのICカード発行元の各認証局までお問合せください。

**Q4-1-5 「Java Plug-in アプレットの警告」ダイアログが表示される。**

A4-1-5

Windows起動時に入力するログインユーザ名が全角文字(ひらがな、漢字、全角の英数字など)で設定している場合にこの警告が表示されます。

これは、電子入札システムで使用するJavaというプログラムが全角文字に対応していないために起こります。

ご使用中のログインユーザ名をご確認いただき、全角文字を使用していた場合は、次の手順により設定を行ってください。

(ログインユーザ名を新たに作成する場合は、社内のネットワーク管理者やパソコン管理責任者などにご相談のうえ行ってください。)

1. 認証局から提供された電子入札関連のプログラムを、アンインストールします。

(アンインストールの方法については、認証局からの説明書を参照してください。)

2. 管理者権限を持つ半角英数文字のログインユーザ名を作成します。

(既に管理者権限を持つ半角英数文字のログインユーザ名がある場合は、そちらをご使用頂いても構いません。)

3. 2で作成したユーザ名でログインし直し、認証局から提供された電子入札関連のプログラムを再インストールし必要な設定を行ってください。

(インストール及び設定の方法については、認証局からの説明書を参照してください。)

Q4-1-6	<b>WindowsXPのSP2を使用しています。事前設定を教えてください。</b>
A4-1-6	<p>下記の設定を行ってください。</p> <p>【信頼済みサイトへの登録方法】</p> <p>Internet Explorer の[ツール]より[インターネット オプション]を選択  [セキュリティ]タブ - [信頼済みサイト]をクリック - [サイト]ボタンをクリック  電子入札のWebサイトを登録  [登録URL]  <a href="https://ebid01.pref.tottori.jp/CALS/">https://ebid01.pref.tottori.jp/CALS/</a>  <a href="http://ppi01.pref.tottori.jp/">http://ppi01.pref.tottori.jp/</a></p> <p>【ポップアップの許可方法】</p> <p>Internet Explorer の[ツール]より[インターネット オプション]を選択  インターネット オプション内[プライバシー]タグの下部[ポップアップ ブロック] の[設定(E)]をクリック  ポップアップ ブロックの設定により[許可するWebサイトのアドレス(W)]に該当サイトアドレスを入力し、  [追加(A)]をクリックすることで[許可されたサイト(S)]に登録され、該当サイトのポップアップが許可されます。  [登録URL]  <a href="https://ebid01.pref.tottori.jp/CALS/">https://ebid01.pref.tottori.jp/CALS/</a>  <a href="http://ppi01.pref.tottori.jp/">http://ppi01.pref.tottori.jp/</a>  <u>詳しい操作方法については「WindowsXP Service Pack2の利用について」を参照してください。</u></p>
Q4-1-7	<b>ICカードによる認証作業後にポップアップブロック機能が起動して画面遷移ができない。</b>
A4-1-7	<p>ポップアップブロック機能が有効になっていることが考えられます。</p> <p>下記の設定を行ってください。</p> <p>【方法】</p> <p>Internet Explorer の[ツール]より[インターネット オプション]を選択  インターネット オプション内[プライバシー]タグの下部[ポップアップ ブロック] の[設定(E)]をクリック  ポップアップ ブロックの設定により[許可するWebサイトのアドレス(W)]に該当サイトアドレスを入力し、  [追加(A)]をクリックすることで[許可されたサイト(S)]に登録され、該当サイトのポップアップが許可されます。  [登録URL]  <a href="https://ebid01.pref.tottori.jp/CALS/">https://ebid01.pref.tottori.jp/CALS/</a></p>
Q4-1-8	<b>ポップアップブロックを解除したが、入札情報サービスが開かない。</b>
A4-1-8	<p>Googleツールバー、Yahoo! ツールバーなどにもポップアップブロックの機能があります。これらが有効になっていませんか？また、その他ポップアップ広告を除外するソフトウェアがインストールされていないか確認してください。(ポップアップブロックの解除方法については各々のマニュアル等をご参照ください)</p>

Q4-1-9	<b>帳票を保存(ダウンロード)できない。</b>
A4-1-9	ダウンロード防止機能が起動していることが考えられます。 下記の設定を行ってください。 【方法】 Internet Explorer の[ツール]より[インターネット オプション]を選択 [セキュリティ]タブ - [信頼済みサイト]をクリック - [サイト]ボタンをクリック 電子入札のWebサイトを登録 【登録URL】 <a href="https://ebid01.pref.tottori.jp/CALS/">https://ebid01.pref.tottori.jp/CALS/</a> <a href="http://ppi01.pref.tottori.jp/">http://ppi01.pref.tottori.jp/</a>
Q4-1-10	<b>「ログインに失敗しました。ユーザIDやパスワードなどを確認して下さい。」というエラーメッセージが表示されました。何が原因なのか。</b>
A4-1-10	以下の原因が考えられますので確認後再度実行して下さい。 利用者登録をしていない。 PIN番号の入力内容に誤りがある。
Q4-1-11	<b>申請書等の提出時に添付ファイル「表示」ボタンが効かない。</b>
A4-1-11	WindowsXPのSP2を利用している場合には「表示」ボタンが使用できません。 エクスプローラなどを使用して、直接そのファイルの中身を確認してください。
Q4-1-12	<b>「帳票の保存ボタン/添付ファイルの表示ボタンを押下し、ファイルのダウンロードダイアログを表示すると操作中のウィンドウが消える。</b>
A4-1-12	信頼済みサイトにURL を登録していれば、XP SP2 以外のOS の場合には正常に表示することができます。 XP SP2 では、保存時、ファイルのダウンロードダイアログの「保存」「キャンセル」のボタンを押下した際にブラウザが消失してしまう場合があります、 また、添付ファイルの表示時、ブラウザが消失してしまう場合があります。
Q4-1-13	<b>入札案件の詳細情報は電子入札システムで確認できるか。</b>
A4-1-13	入札案件の詳細情報(調達公告)については電子入札システムで確認することはできません。入札情報サービス(PPI)で確認して下さい。
Q4-1-14	<b>添付ファイルの容量制限はあるか。</b>
A4-1-14	1MBとなっています。最大値を超えている場合は、エラーメッセージが表示されます。
Q4-1-15	<b>添付資料が1MBを超える場合、圧縮して添付してもよいか。</b>
A4-1-15	添付資料の形式については、鳥取県電子入札運用基準に明記していますのでご確認下さい。利用可能な圧縮形式は、lzh形式又はzip形式となり、自己解凍形式での圧縮は利用することができません。

Q4-1-16	<b>業者側は、入札についてすべての手続きを電子入札システムで済ませることができるのか。また、情報量の多い応募書類等は、どうするのか。</b>
A4-1-16	電子入札による場合は、基本的には電子入札システムにより行うこととなりますが、応募書類の提出などについては、その容量が1MBを超える場合等には、持参による提出をお願いすることとなります。
Q4-1-17	<b>「応募書類の提出」と、「入札」を異なるICカードで対応することは可能か。</b>
A4-1-17	対応不可です。 ICカードは案件ごとに1枚(1企業、1ID)ですので、応募書類の提出から、入札まで1枚のICカードで対応する必要があります。変更はできません。ただし、企業IDが同一であればICカードは異なってもかまいません。
Q4-1-18	<b>応募書類等を送信する場合、提出内容を確認できるか。</b>
A4-1-18	応募書類、入札書等の提出の際にまず、提出内容を確認する画面が出てきます。提出内容を確認後、「提出」ボタンにて提出が完了します。
Q4-1-19	<b>各申請書類の提出内容が間違っていた場合、再提出を行うことは可能か。</b>
A4-1-19	各申請書類の再提出を行うには、発注者の了承(電話又は来庁での対応)が必要となります。発注者が「再提出許可」操作を行うと、「再提出」欄に「提出」ボタンが表示され再提出が可能となります。なお、再提出を行うと、システム上、新たに提出した書類が上書きされ、前回提出した書類は残りません。再提出を行う際は、修正する書類のみでなく、すべての書類を再提出して下さい。
Q4-1-20	<b>応募書類、入札書の提出後に届く受信確認通知書の「印刷」は、必ず行う必要があるのか。</b>
A4-1-20	印刷は行わなくても閉じることはできますが、必ず印刷してから閉じるようにして下さい。これは、受信確認通知が発注者の責任の所在を明確にするものだからです。
Q4-1-21	<b>応募書類を提出し、「受付票到着のお知らせ」メールが到着した後、再度表示させることができないか。</b>
A4-1-21	応募書類を提出したICカード(又は同一の企業IDをもつICカード)であれば、応募書類を再表示することは可能です。応募書類提出時のICカードと異なる企業IDのICカードでは応募書類を表示することはできません。
Q4-1-22	<b>応募書類等を送信する際、どこまでが受注者の責任となるのか。</b>
A4-1-22	受注者はデータを送信後、サーバからの受信確認を取得するまでが責任範囲となります。受信確認は必ず印刷又は保存を行い、落札者決定まで保管して下さい。
Q4-1-23	<b>応募書類等を出し、受信確認が到着した。その後、受付票が届かない。データが到着していなかったのか。</b>
A4-1-23	受信確認が到着しているのであれば、データは正常に到着していると考えられます。受付締切時間を大幅に過ぎても受付票が発行されていない場合は、発注者へ問い合わせをして頂く必要があります。
Q4-1-24	<b>説明要求については、他の企業からのものも閲覧できるか。</b>
A4-1-24	「設計書に関する質問・回答」については、他の入札参加者も閲覧可能ですが、「非指名等理由の請求」は、該当企業のみが閲覧対象となります。

Q4-1-25	<b>自分のパソコンと電子入札システム時計の時間がずれている場合、入札書等の提出はどちらの時間に合わせればよいか。</b>
A4-1-25	電子入札システムの時間ですべての受付開始や締切等が設定されています。ご自分のパソコン時間が入札書受付時間内だったとしても、電子入札システムの時間が受付締切時間を過ぎた場合は、入札書等を提出することはできませんのでご注意ください。
Q4-1-26	<b>入札書提出のボタンが表示されない。</b>
A4-1-26	入札書の「提出」ボタンは、入札書受付開始日時になると表示されます。また、入札書受付締切日時を過ぎると表示されませんので、入札書の受付期間にご注意下さい。
Q4-1-27	<b>入札書の再提出はできるか。</b>
A4-1-27	入札書の再提出は行えません。入札価格や添付ファイルに間違いがないよう、ご確認下さい。なお、入札書提出画面では、「入札書提出」ボタンを押下しても、すぐには提出されず、内容確認の画面が表示されますので、再確認を行うようにして下さい。
Q4-1-28	<b>工事費内訳書として複数のファイルを添付することは可能か。</b>
A4-1-28	入札書には、3つまでのファイルを添付することが可能ですが、工事費内訳書としては、1つのファイル添付として頂くようお願いいたします。
Q4-1-29	<b>工事費内訳書がウイルス感染していた場合、入札書自体が削除されるのか。</b>
A4-1-29	工事費内訳書のみが削除されます。発注者から連絡があると思われるので、その後の対応をご相談下さい。
Q4-1-30	<b>保留通知書は、どのような場合に発行されるのか。</b>
A4-1-30	発注者が開札時になんらかの理由により調査が必要と認めた場合、落札が保留されます。その理由については、保留通知書に記載されます。 (例:低入札価格調査のため、談合情報があったため等)
Q4-1-31	<b>取り止め通知書が届いた後の操作はどうなるのか。</b>
A4-1-31	発注者が何らかの理由により、該当案件の入札を取り止めた場合に、取り止め通知書が応札のあった企業に発行されます。通知書に取り止めの理由が記載されていますので、ご確認下さい。それ以降は何の操作も必要ありません。
Q4-1-32	<b>再入札の通知はどのように行われるのか。</b>
A4-1-32	再入札や見積依頼の通知は電子入札システム上で行われます。なお、通知書到着のお知らせが電子メールで送信されますが、入札書受付締切時間が設定されていますので、必ず電子入札システム上で確認をお願いします。
Q4-1-33	<b>落札者決定通知書は、落札企業しか届かないのか。</b>
A4-1-33	落札者決定通知書は、応札のあった企業すべてに同じ内容の通知書が発行されます。
Q4-1-34	<b>落札決定通知書には、何が記載されているか。</b>
A4-1-34	落札企業名と落札金額が記載されています。
Q4-1-35	<b>電子入札を行っていたパソコンにトラブルが発生した時、どのように対処すればよいか。</b>
A4-1-35	まず、発注者に連絡し対処方法を相談して下さい。また、他のパソコンが準備できる状況であれば、ICカードリーダーを再設定し、電子入札を継続することも可能です。